

## 口座振替規定

1. 預金者が当行に届け出た各収納機関から、当行宛に請求書が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、各収納機関に支払います。  
この場合、当行は、預金口座取引一般規約、各預金口座取引規約、またはこれらに付随する規定などにかかわらず、預金者の手続きを要することなく、請求金額を引落口座から引き落とすことができることとします。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲の金額を含む。)を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書を各収納機関に返却します。
3. この契約を解約するときは、当行所定の方法により届け出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求先から請求がない等合理的な理由があるときは、特に申出がない限り、当行はこの契約が終了したものとして取扱う場合があります。
4. 当行は、この預金口座振替について仮に紛議が生じても、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。
5. この規定に定めのない事項については、当行の定める他の規約、規定等に定めるところによるものとします。

(上記以外の東京都水道局追加事項)

この預金口座振替についての領収書は発行しません。

預金者が受けるべき水道料金等の払戻金が、水道局から送金された場合は、預金者の口座に振り込むこととします。

以上、口座振替規定は、2023年9月11日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行  
規約 10(日)2309